



Title	ドイツ民主共和国の労災補償制度
Author(s)	見澤, 俊明
Citation	北大法学論集, 38(5-6上), 241-262
Issue Date	1988-07-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16599
Type	bulletin (article)
File Information	38(5-6)1_p241-262.pdf



[Instructions for use](#)

ドイツ民主共和国の労災補償制度

見澤俊明

目次

はしがき

一 労働災害の意義

1 労働災害（狭義）

(1) 労働過程と関連する災害 (2) 通勤災害

(3) 社会、文化、スポーツ活動にともなう災害

2 職業病

二 労働災害の認定

三 労働災害の補償

1 社会保険給付

2 経営に対する損害賠償請求

〔付〕損害賠償請求事件例

むすびにかえて

はしがき

働くものの健康・労働保護の問題は、社会主義体制の下でのドイツ民主共和国（DDR）において、政策上あるいは法原理上の重点課題の一つとされ、市民の「健康及び労働力の保護を求める権利」（憲法三五条）が、労働法典、労働保護令その他によって具体化されている。とくに、経営の保護責務が厳しく求められるとともに、労働組合組織、名譽職的役員等による社会的監督活動が重視される。労働災害についても、事前の災害危険除去に重点をおきつつ労働能力の減退にともなう職場転換、暫定労働措置等の配慮がなされている⁽¹⁾。このような体制的努力の中で、現実の労働災害の発生は、少くとも統計上に示される限りでは年々減少傾向をみせているが、近年の通勤災害の動向も含めてなお軽視できない性質をもつと解される⁽²⁾。

われわれの当面の関心事は、労働災害にともなう事後的補償の社会主義的特質、とくにその社会保障（生活保障）性のあり

方⁽³⁾に關わっている。具体的な問題としては、第一次的補償方法とされる社会保険形態への依存、並びにそこに内在する、いわゆる「扶助原理」と「給付原理」の矛盾、補充的補償方法としての経営に対する「損失填補」原理の意義並びにその実際上の機能、併せて、労働災害認定の基準、及びその運用等が検討されねばならない。本稿は、右の課題へのとり組みの第一段階として、若干の事例にふれつつ、制度の概要を把握しようとするものである。

因みに、制度上の主な特徴点を予めあげておこう。まず、労働災害として、固有の労災と並んで、「組織された」社会・文化・スポーツ活動にともなう災害がこれと同等に扱われることである。つぎに、労災認定が労働組合指導部の権限とされ、これに対する異議争訟は、自由ドイツ労働組合同盟（FDGB）に属する「社会保険苦情処理委員会」の専権事項とされている。さらに、補償方法としては、社会保険給付に一定の上積みがなされるとともに、固有の労災、及び職業病について、保険給付を

上回る損害の経営による賠償義務を労働法上で認めている。

一 労働災害の意義

1 労働災害（狭義）

(1) DDRにおける健康・労働保護原理の展開とその内容、保護の実施と監督の法制等については、拙著「ドイツ民主共和国労働法の研究」六七、一〇八頁以下参照。

(2) 近年の届出義務ある（休業三日以上）労働災害（職業病を除く）、通勤災害の推移はつぎのように公表されている。(1)内は、就業者千人当り人数を示す）なお、千人当り被災者数で高率を示すのは、農・林業（四五・二）、建設業（四〇・四）、機械工業（三三・八）等である。（一九八三年）

	1977	1980	1983
労働災害被災者数	266,189(31.1)	251,528(29.0)	221,352(26.3)
通勤災害被災者数	80,413(9.4)	85,878(9.9)	78,838(9.0)

(Vgl. Statistisches Jahrbuch der DDR, 1984 S.17, 132)

(3) DDRにおける「社会保障」概念把握をめぐる問題点、及びそれとの関わりでの社会保険制度に内在する諸矛盾については、拙稿「社会主義の下での「社会保障」概念について」（『札幌学院法学』第四卷一号）参照。

職業病と区別して用いられる、いわば狭義の労働災害（Arbeitsunfall）は、「労働過程との関連において」、「突発的な、外部から作用する出来事によって引き起された」傷害（労働法典

「AGB」二二〇条一項）と規定される。（固有の労働災害）また、いわゆる「通勤災害（Wegunfall）」も労働災害とみなされ（gelten als）る。（同条二項）さらに、「組織された社会・文化・スポーツ活動にともなう災害」も労働災害と同等に（betreffend stellen）扱われる。（同条三項）なお、これら災害がアルコール濫用に起因するときは労働災害とみなされない。（同条五項）以下、若干の論説に依據してそれぞれの概念内容を分説する。

(1) 労働過程と関連する災害

通説的にはおよそつぎのようにいわれる。⁽¹⁾

それはいわば固有の労働災害であつて、労働法律関係上の義務履行中、若しくは仕事と関連する災害である。休憩時間中、若しくは時間外であつても、就業規則、あるいは所属長によって承認されている場合は関連性が認められる。また、改革者協定の実施のための、あるいは出張による労働遂行も含まれる。複雑なケースとしては、個人的疾病との関係である。それは、

労働に条件づけられた影響が、長期的に作用する内的過程で生ずるからである。(胃病、心筋梗塞等)これについては、労働活動の特別な要素、たとえば、短期的な特別な緊張力が侵害結果を引き起し、あるいは少くとも影響を与えたような場合は労災認定が可能である。

ボスマン(フンボルト大学講師)及びリベラ(ドイツレコード経営安全検視員)は、労働過程との関連の試標として、事実上の関連、時間的、空間的関連等をあげ、それぞれつぎのような点にふれる。⁽²⁾

①事実上の関連——労働活動中、即ち労働の遂行と密接に関連する活動⁽³⁾にともなうものである。労働義務に反する行為であっても直ちこの種の関連性を失うものではない。(アルコール濫用は例外)職業訓練、再教育への参加は密接な関連性があり、その他、経営の利益における社会的責任からの危険防止、損害の防止・減少等のための行為、労働契約締結のための準備行動、労働任務遂行のための経路等もこれに該当する。一般的に、療養、休暇、休養中の災害は、事実上の関連性を欠くものである。労働時間をこえる労働のための準備行動としての「作業待機(Arbeitsbereitschaft)」は、労働義務の一つとして労働過程と関連するが、自由時間の行動と重なり合う故に慎重な審査を必

要とする。認定に当たってはまず、経営の内外で区別すべきである。経営内における待機は原則的に関連性があるとみられるが、自宅その他連絡しうる場所における待機は、自由時間と重なり合うので原則的に関連性を欠き、労働を求められて行動する場合にはじめてそれが認められると解すべきである。⁽⁴⁾

②時間的、空間的関連——約定の労働時間、及び労働場所との関係である。前者には、時間外労働、休憩時間、待機・休止時間、労働終了後の経営内残留等にもなう災害が含まれる。後者には、必要な経路を含む労働任務遂行のための場所が関連する。なお、出張(Dienstreise)における関連性は、公の交通手段、若しくは車への搭乗をもつて始まり、滞在をともなう場合、仕事場と宿舍との往復路における災害は「通勤災害」とみなされ、自由時間中のそれは関連性が認められない。⁽⁵⁾

(2) 通勤災害

通勤災害は「経営における活動と関連する、労働場所との往復経路での災害」(AGB二二〇条二項)と規定される。通説的にはつぎのように説かれる。⁽⁶⁾

経営活動と経路との因果関係の要件は、社会的、個人的条件、及び現象が極めて多様である故に、その存否が争われてきた。往復の経路は、経営との直接的経路のみではなく、子どもの保

育所や幼稚園への同行、サービス給付・物資の購入・医療のための立寄り等、その中断 (Unterbrechung) や逸脱 (Abweichung) がありうる。しかしいずれにせよ、経営活動との場所的、時間的関連を必要とする。たとえば、許容しうる理由なく買物のため他の場所に赴いたり、他人の住居に赴きそこに立寄ったりした場合は場所的関連が失われる。また、必然的な理由なく、食堂に立寄って経路を何時間も中断したような場合には、時間的関連が存在しなくなる。

右の経営活動との場所的、時間的な合理的関連性をめぐって、幾つかの見解が示されている。以下それらの要旨をあげておく。

a プュシエル (FDGB 社会保険部長代理)⁽⁷⁾

通常の経路からの逸脱、または中断については、一般的、図式的に判断するのではなく、法規範上の意味から出発しなければならぬ。たとえば、託児所、幼稚園への往復、必要な日常的買物、事業管理部への訪問等は認めうるが、休養休暇旅行への参加経路は認められない。また、帰路における知人宅訪問が多くなる時間の滞りに及んだときは、そこへの立入りをもって経路は終了する。昼休み中の食事のための自宅への往復、労働解放による通院途上等は、場合によって認めうる。なお、組織された社会、文化、スポーツ活動への往復路もここに含まれ、ア

ルコール濫用に起因する場合は除外される。⁽⁸⁾

b プンツェル (FDGB 社会保険中央苦情処理委員会議長)⁽⁹⁾

通常の往復路からの逸脱について、苦情処理委員会の決定の間に矛盾がみられる。経営活動との因果関係を要求する法の原則からは、日常生活の差迫った必要からの一定の逸脱のみが許されると解すべきである。しかし、短時間の、あるいは僅かの逸脱が問題ではなく、労働場所と住居若しくは滞在場所との間の「全区間の一部」であるか否かが問題である。⁽¹⁰⁾

c レンネベルク (FDGB 社会保険部課長)⁽¹¹⁾

日常生活上の要件により経路の逸脱、あるいは中断が認められる場合であっても、中断中の事故は保険保護の対象にはならない。中断は施設等への立入りをもって始まり、そこから出発をもって終わる。また、住居 (小農園、週末保養地を含む) からではなく職場へ出発した場合、あるいは職場からの経路を住居でないところで終了した場合は、経路は中断され、あるいは直接的経路と関連しなくなる。経路、及び経路の目標は、経営活動との合理的な場所的、時間的関連がなければならないからである。

(3) 社会・文化・スポーツ活動にともなう災害

「組織された社会・文化・スポーツ活動にともなう災害」は、労働災害と同様に扱われ、詳細はこれら活動にともなう「保険保護拡大令」⁽¹²⁾に規定されている。(A G B二二〇条三項)

この種災害については、通説的にはつぎの趣旨で説明される。⁽¹³⁾

まず、その意義については、社会生活のあらゆる形態への共働(Mitwirkung)は、社会主義的民主制、並びに人格性の伸展として、労働集団、及びその構成員の生活様式(Lebensweise)に属するが故に法によって促進され、労働法による特別な方法で保護されるといわれる。

また、保護の対象となる「組織された」形態とは、政党、民主組織、国民戦線、国家・経済管理機関、経営・コンビナート、国家施設、協同組合等が実施する諸行事への参加であり、つぎのような例があげられる。「社会活動」として、経営の内外で実施される諸会議、政党・大衆組織の役員、社会裁判所の委員、参審員等としての活動、居住地域における自治体住宅行政との協力、労働時間外の改革者活動等、「文化活動」として、集団観劇、作業班の祝賀会、文化グループの自主企画等大衆活動への参加、「スポーツ活動」として、休憩体操から個人運動競技を含む各種活動等である。その他、「拡大令」により、救難活動など

公序・安全のための動員、児童キャンプへの参加、医療指導のためのスポーツ、住宅建設労働等も保護の対象とされる。⁽¹⁴⁾

2 職業病

職業病(Berufskrankheit)とは、「一定の職業的活動、若しくは労働任務の遂行にともなう労働に条件づけられた影響によつて引き起された疾病」であつて、「職業病リスト」にあげられたものと規定される。(A G B二二一条)通説的には、「規則的に一定の職業の勤労者に、あるいは他の者よりも多量に発生し」、「職業に条件づけられた影響に帰する」ところの疾病と説かれ、労働災害(狭義)との区別については、「永続する、あるいは恒常的な、しばしばくり返される健康侵害に到る影響」が問題であつて、「疾病現象以前に長年の損害を与える出来事が存在する」ことが多いといわれる。⁽¹⁶⁾

「職業病リスト」(一九八一年)⁽¹⁷⁾には、化学的影響(二九種)、粉塵(五種)、物理的影響(五種)、伝染性病源体、及び寄生虫(三種)、動力装置の継続的、力学的過重負担(六種)、単一的でない影響(七種)等による疾病が計五五種あげられ、それぞれに必要な具体的基準が付されている。このリストの職業病認定上の意義について、F D G B社会保険管理部はつぎの三点を指摘している。⁽¹⁸⁾第一に、認定のため考慮に入れられる職業病の

すべてが包含されていること、第二に、ここにあげられた疾病が、一定の職業的活動、若しくは労働任務の遂行にともなう労働に条件づけられた影響によって引き起された場合に職業病として認定されること、第三に、個別ケースにおいて、労働に条件づけられた疾病がリストに示されていないときは、DDR労働医学中央研究所の職業病上級鑑定委員会によって、FDGB社会保険管理部に認定が提案されうることである。

〈小括〉

以上の労災概念規定をめぐる概況の中から特徴的な事項を若干指摘しておく。

まず、職業病と区別される、いわば狭義の労働災害については、社会主義的生活様式の下での社会生活への積極的参加を促進する目標と政策から、社会・文化・スポーツ活動に保険保護が拡大され、「組織化」の要件も場合によっては緩和される傾向も含み、これら活動への途上災害も通勤災害としてカバーされていることが注目されよう。しかし同時に、いわゆる固有の労働災害、及び通勤災害において、「労働過程」、あるいは「経営活動」との関連性が比較的厳しく要求されており、生活保障的観点からの評価は必ずしも前面に現れていない状況がみられる。労働災害の実態、及びこれに対応する制度の進展に目を向

けつつ、個別的にはたとえば、個人の素質、ないしは持病と労災との関連性、通勤経路の逸脱、中断の問題等を含めて、認定のあり方が一そう検討される必要がある。なお、アルコール濫用にとりもなう災害が厳しく排除されていること、後にとり上げられるように、保険保護を上回る経営に対する賠償請求が、いわゆる固有の労働災害に限定されていること等も特記されよう。

つぎに職業病については、一方で業務起因性が求められるとともに、他方で行政庁の定める職業病リストに掲げられていることが要件とされ、リスト外の疾病については、一そう厳しい手続が必要となっている。但し、職業病リストは、⁽¹⁹⁾ 状態の変化に対応して随時精密化されているとみられる。

- (1) Vgl. Autorenkollektiv unter Leitung von Prof. Dr. habil. Fritjof Kunz und Prof. Dr. sc Wera Thiel, *Arbeitsrecht, Staatsverlag der DDR* 1984, S. 297ff. 本書は、研究者集団による大学テキストとして編まれたものであり、標準的見解を代表するものとみられる。以下「通説的」見解は主としてこれに據る。

- (2) Vgl. Otto Bossmann und Bärbel Libera, *Zur Anerkennung von Arbeitsunfällen*, Neue Justiz 8/1985, S.

319ff.

- (3) 労働遂行中、仲間のふざけに対しこれに関与せず、避
けようとしたが、ハンダ液がはねて両眼に炎症を起した
事故につき、労働過程との関連性が認められた事例があ
る。(ハレ県苦情処理委員会一九八六・六・四決定、Arbeit
und Arbeitsrecht [Au. A] 9/1986, S. 212)
- (4) 自宅で待機中の労働者が、庭で貯水槽を洗浄中足をす
べらせて挫傷を蒙った事故について、自由時間中の出来
事であるとして認定されなかった事例がある。(中央苦情
処理委員会一九八三・五・一二決定、Au. A 2/1984, S.
40)
- (5) 国外(アフリカ)勤務の労働者が宿舍で毒ダマにかま
れて炎症を起し手術を必要とするに到った事故につい
て、労働配置の全体状況と特別な地域的考慮の下で関連
性が認められた事例がある。(中央苦情処理委員会一九八
三・五・一二決定、Au. A 4/1985, S. 92)
- (6) Vgl. F. Knz und W. Thiel, Arbeitsrecht. a. a. O., S.
298ff.
- (7) Vgl. Herbert Püschel, Anerkennung eines Wegen-
falls als Arbeitsfall, Au. A 10/1980, S. 477ff.
- (8) 作業班の親睦行事で飲酒後自転車で帰路につき、踏線
橋脚に衝突して負傷した事故について、一〇〇〇分の一
の血液中アルコール濃度が確認され、認定されなかった
事例(中央苦情処理委員会一九八〇・一二・一六決定、
Au. A 10/1981, S. 470)、永年勤続者表彰祝賀パーティ
で飲酒し、帰路大通りを横切ろうとして車にひかれて死
亡した事故につき、約一〇〇〇分の二・三の血液中アル
コール濃度が確認され、認定されなかった事例(ベルリ
ン地区苦情処理委員会一九八六・一・九決定、Au. A 4/
1987, S. 92)等がある。
- (9) Vgl. Erwin Bunzel, Nochmals: Anerkennung von
Wegenfällen als Arbeitsfälle, Au. A 2/1981, S. 87.
- (10) 通常の経路より約一九km離れた土地に買物のため迂回
し、途中で交通事故にあった場合、全経路の一部とみな
されなかった事例がある。(中央苦情処理委員会一九八
〇・一二・一六決定、Au. A 6/1981, S. 276)また、近
道をするため他の経営の敷地に立入り、石塀をのり越え
てとび降りる際に下肢を骨折した事故について、通常の
経路で発生した災害とはいえないとされた事例もある。
(ヴュテブルク県苦情処理委員会決定、Au. A 3/1983, S.

- 124)
- (11) Vgl. Gerhard Renneberg, Nochmals: Anerkennung von Arbeitsunfällen, Au. A 3/1983, S. 123.
- (12) Verordnung über die Erweiterung des Versicherungsschutzes bei unfällen in Ausübung gesellschaftlicher, kultureller oder sportlicher Tätigkeiten vom 11.4.1973.
- (13) Vgl. Kunz und Thiel, Arbeitsrecht, a. a. O., S. 299.
- (14) 入院療養中の患者がハイキング中に転倒し右手関節を痛めた事故が、医療専門家の指導と監督の下におこなわれたスポーツ活動に当らないとされた事例がある。(中央苦情処理委員会一九八二・一一・一六決定' Au. A 6/1983, S. 256)
- (15) 個人住宅の建築に当って、監督者による検査終了後に車庫入口の補強工事に従事し、木材が崩れて左眼に負傷をうけた事故について、検査終了をもって保険保護の期間が終了したものと扱われた事例がある。(中央苦情処理委員会決定' Au. A 6/1984, S. 141)
- (16) Vgl. F. Kunz und W. Thiel, Arbeitsrecht, a. a. O., S. 300.
- (17) "Liste der Berufskrankheiten" (Anlage zur IDB zur

VO über die Verhütung, Meldung und Begutachtung von Berufskrankheiten vom 21. April 1981)

(18) Vgl. Zur Berechnung und Kontrolle der Geldleistungen der Sozialversicherung der Arbeiter und Angestellten, Verlag Tribüne 1983, S. 63.

(19) 因みに一九七八年七月三十一日現在、リストに掲げられた職業病は四一種であった。(Vgl. Renneberg/Türschmann, Die Sachleistungen und die Geldleistungen der Sozialversicherung der Arbeiter und Angestellten, Verlag Tribüne 1979, S. 123ff.)

二 労働災害の認定

労働災害の認定は、経営を通じて金銭給付の支払いをうけるものについては経営労働組合指導部(BGL)その他のものについてはFDGB郡執行部の社会保険管理部がそれぞれ権限を有する。(AGB二二二条)職業病の認定に当っては、県評議会の労働衛生検視機関の態度決定に基づき、これをおこなわなければならない。(社会保険令第一施行規則一一一条)認定に関わる決定に対して当事者及び検察官は、FDGBに所属する社会保険

郡苦情処理委員会 (Kreisbeschwerdekommission für Sozialversicherung des FDGB) に、その決定に対して同じく県苦情処理委員会に、さらにその決定に対して同じく中央苦情処理委員会に異議を申立てうる。異議は決定の到達後二週間以内になされなければならない。苦情処理委員会は、一般的に社会保険法の適用から生ずる争訟事件について専属的管轄権を有する決定機関である。(A.G.B.三〇二―三〇四条、社会保険令八八条等。なお委員会の委員は、労働組合の提案により経営従業員によって選出される。)

このような労働災害の認定、及びそれについての苦情処理に関する労働組合の権限は、「被保険者の自治 (Selbstverwaltung der Versicherten)」(憲法三五条三項)の理念に基づく社会保険の自主管理権の構成部分をなすものであって、B.G.Lは、経営によって支払われる給付の認可、計算・支払の監督、保険財政計画の作成等もおこなっている。⁽¹⁾

ボスマン、及びリベラは、B.G.Lの労災認定のあり方についてつぎのような点に言及している。⁽²⁾

労働災害の認定に際して災害の原因と条件の発見、及びそれらの審査を必要とする。B.G.Lは、社会保険審議会、名譽職的労働保護検視機関、労働保護委員会、労働保護監視員、安全検

視員等によって支援される。認定の対象は報告義務がある災害に限定されない。B.G.L会議が認定の決定をおこなう場合に、社会保険審議会が案を提出する。決定は、法規、裁判例、苦情処理委員会等の立場に立脚すべきである。

(1) 労働組合による社会保険の自主管理の歴史的経過、管理体制、及びその意義等については、前掲拙著一七〇頁以下参照。

(2) Vgl. O. Bossmann und B. Libera, Zur Anerkennung von Arbeitsunfällen, a. a. O., S. 320ff.

(3) 経営は、労働時間休止が三日以上に及ぶ労働災害については、災害発生の日以内に所轄の労働保護検視機関に災害報告書を提出しなければならない。(労働保護令一七条)

三 労働災害の補償

労働災害にともなう補償方法は、前述の労災認定を前提として、まず第一次的に社会保険からの各種給付がおこなわれ、さらに、いわゆる固有の労働災害、及び職業病について、保険給付を上回る一定の損害部分を填補するため、労働法上経営に対

する損害賠償請求権が認められる。以下、それぞれの制度的内容を概説するとともに、損害賠償請求に関する若干の裁判例を付記する。

1 社会保険給付

労働災害、職業病にともなう社会保険からの給付は、通常の給付に一定の上積みがなされ、他方保険料については、通常の当事者負担（勤労者は月収六〇〇Mまでの一〇%、経営、協同組合は賃金総額の二・五%、鉱山経営は二・五%）以外に、経営等は災害負担金(Unterfallumlage)〔危険度に応じて賃金総額の〇・三〜三%まで一〇級に区分される〕を支払わなければならない。(AGB二七八、二七九条、労働者・職員社会義務保険令一三〜一六条、同第九施行規則等)以下、労働法典、労働者・職員社会義務保険令(SVO)^①、年金令^②等の労働災害、職業病にともなう上積み給付を中心に摘示する。

(1) 現物給付(AGB二八〇条、SVO一九条以下)
医療、入院加療、薬剤、治療補助手段、予防、回復療養等、通常の給付と異なる。

(2) 金銭給付

① 疾病手当(AGB二八五条、SVO二七条)

通常の場合は、労働不能の六週間までは平均収入の九〇%、

七週以降は収入額、及び子どもの数に応じて五〇%に到るまで減額支給される(AGB二八一、二八二条)が、労働災害の場合は、平均収入の全額が支払われる。支給期間は通常の場合と同様、労働能力の回復、障害の発生、災害年金の確定等に到るまでであるが、最長七八週で打切られる。(同二八六条一項)

② 葬祭補助金(SVO五六条)

通常は平均収入の七〇%(最低一六〇M、最高四〇〇M)が支払われるが、労働災害については四〇〇Mが保障される。

(3) 年金給付

① 災害年金(年金令二三条以下)

身体損害二〇%以上に及ぶときに請求権が発生し、損害度に応じて最高平均月収の三分の二に到るまでの金額が支給される。身体損害が三分の二以上については月三七〇Mの最低保障額と月一五〇Mの配偶者付加金があり、同じく二分の一以上にについては年金月額の一〇%の児童付加金が支給される。なお、他の通常年金(年金令、勤続年数等の要件がある)^③との調整として、障害年金とは高い方を選択しうること、老令年金とは高い方を選択した上で他は五〇%の金額が支給されることなどとなっている。(年金令五〇条、同施行規則五六、五七条)

② 災害遺族年金(同二八〜三〇条)

配偶者は、平均月収の四〇%、及び七〇Mの固定額との合算額（最低三〇〇M）、遺児は、同じく二〇%（両親を失ったときは三〇%）、及び二五Mの固定額（同じく三五M）の合算額（最低一三〇M、両親を失ったときは一八〇M）がそれぞれ支給される。なお、通常の遺族年金との関係では、高い方を選択する。

(4) その他（年金令三二条、五五条以下）

職場転換にともなう調整年金、看護手当、盲目手当、特別看護手当等は通常の場合と異らない。

以上のように、疾病手当の全額支給、災害年金における勤続要件の不要、その他通常の給付に比べて各種の上積みがなされるが、疾病手当の支給期間の制限（一年半）、災害年金における損害要件、支給金額の限定等にみられるように、労働災害にともなう家族を含めた被災者の損失填補、あるいは生活保障がこれによって充分に達成されるものとはいえない。また、社会保険の収入面の問題として、経営等が負担する災害保険料が災害関係上積み給付部分と全体的にどのような割合で対応するか明らかにしえないが、少くとも社会保険の総収入に勤労者負担が相当の割合（一九八三年度で二三・六%）³⁾で含まれることを指摘しておきたい。

2 経営に対する損害賠償請求

いわゆる固有の労働災害、及び職業病にともなう、社会保険給付でまかないきれない一定範囲の損害について、労働法上とくに経営に無過失賠償義務が課される。（AGB二六七条以下）被災者がこの賠償請求をおこなうについては前記労災認定をうけることが前提となる。以下主として通説の見解⁵⁾によって、この制度の性格、請求権の範囲・排除、遺族の請求権、社会保険給付との調整等を分説する。

(1) 性格

旧法（GBA九八条⁶⁾では、経営の労働保護義務違反による物的責任の一形態とされていたが、現行労働法典（一九七七年）は、経営の義務違反につき労働者側の証明義務を免除し、請求権の範囲を拡大し、経営の危険責任、あるいは結果責任ともいふべき損害賠償の一形態という性格をもたせている。⁷⁾

(2) 請求権の範囲

① 失われた、及びなお失われる、労働に基づく収入（AGB二六八条一項a）

労働に基づく収入は、協約上の賃金の他、割増賃金、賞与、調整賃金、日当・交通費等の補償支払などを含む。法律上許される範囲で労働法律関係外の労働給付によりえられたであろう

改革者報酬、副業的仕事からの収入、名誉職的活動に対する報酬等も同様である。しかし、労働者が「彼に期待しうる労働(zumutbare Arbeit)」に基づいてえた、あるいは期待しうるに拘らず、働いてえることをやめた(たとえば、職業上の復帰、資格付与・移動契約等の拒否)収入は除外される。(同条二項)これらの収入が社会保険付によって完全にカバーされない場合に対象となる。なお、年金請求権の労災による減額分も含まれる。

② 必要な増加費用、とくに健康・労働能力の回復、並びに労働過程、及び社会生活への参加のために必要な費用(同条一項b)

労災前にもたらされた費用を基準として、個人的生活水準、社会的活動、文化・精神的関心等に適合して可能性が判断される。例示としては、資格付与など労働過程への再編入のための費用、社会的地位、個人的関心等に規定される精神・文化生活への参加費用、看護人、洗濯代等の物的需要の充足費用、増大したサービス給付利用のための費用、社会的、政治的参加のための費用等があげられる。

③ 物的損害(同項c)

労働災害との関連で損傷、破壊、喪失された労働者が使用するすべての対象物に関わるものである。それは財産的損害で

あつて金銭で計算されうる。総体損害については調達価格でなく時価を基礎に計算され、損傷については損害除去のための費用が基礎とされる。なお、個人によって結ばれた保険契約(家財・車体保険等)は顧慮すべきではない。(同二六八条三項)

④ 間接損害

年月がたつてはじめて発生した損害である。以前の労働災害若しくは職業病との因果関係が問題であつて、医師、あるいは複雑な事件については鑑定委員会の確認を必要とする。

(3) 請求権の排除

労働者の故意による場合は、この損害賠償請求権は排除される。即ち、規則による指示、指導、監督に拘らずこれらを故意に侵して災害を引き起し、それについて経営側に原因が存しないような場合である。(AGB二六七条二項)なお、通勤災害、及び社会・文化・スポーツ活動にともなう災害については対象とならないことはさきにふれたところである。また、この請求権の時効期間は三年とされる。(同二七二条)

(4) 遺族の請求権

いわゆる固有の労働災害、及び職業病によつて死亡に到つた場合、法律上の扶養請求権⁽⁸⁾の喪失による遺族の損害を経営は賠償しなければならぬ。また、地方的条件・可能性、習慣等に

従つた葬祭料を負担すべきである。(AGB二六九条一項)なお、被災者の故意による請求権の排除、社会保険給付等との調整、期待しうる労働収入の除外、個人保険関係との区別等の規定は準用される。(同条二項)

(5) 社会保険給付との調整

経営に対する損害賠償請求に際して、社会保険給付、及び各種扶助を労災に関連してうけとる場合これらは除外して算定される。(AGB二六八条二項)とくに社会保険給付との関係で、どの給付が調整の対象となるかについて実務上問題が生じうる。ここでは、一つの有力な見解(最高検検事キルシュナー⁽⁹⁾)によつてその要旨を紹介しておく。

社会保険の金銭給付(年金、手当等を含む)は、それ自体独立して被災者の物的安定のため直ちに獲得するが、同時に損害賠償の要素をも含んでいる。これによつて被災前と同様な物的状態におくことが目標であるから、損害賠償請求にともないこれを調整するのは、不公正な過払いを阻止することを意味する。しかし、調整の対象となるのはすべての給付ではなく、労災との関連でえた給付である。即ち、内容的に損害賠償給付と社会保険給付の目的において一致する関連がなければならない。例示すればつぎのようになる。

「失われた労働に基づく収入」と関連するのは、疾病手当、障害年金、災害年金、調整年金等であり、「物的損害」は、各種金銭給付との間で内容的目的の一致する関連を欠く。また、「必要な増加費用」は、災害年金、看護手当等と関連するが、盲目手当、特別看護手当は、例外的に重い侵害にともない労働収入、年金受給等と関わりなく付与されるものであるから調整は許されない。さらに、「遺族の損害賠償請求」が、災害遺族年金と関連することは明かであり、事実上の葬祭経費は、社会保険の葬祭料給付と調整される。

〈小括〉

労働災害にともなう社会保険給付の不充分さを補充する機能を担う労働法上の損害賠償制度は、経営の無過失責任原理を導入し、請求権の範囲をかなり拡大して規定する。とくに、必要な増加費用の中には、社会的活動へ参加のためのものを認めるとともに、物的損害や間接損害までを含めている。しかし、制度的には、認定されたいわゆる固有の労災と職業病に関連してのみこれを認め、物質的安定に重点をおくことから精神的損害は問題にしえないという限界がある。また、失われた労働収入の算定について、いわゆる「期待しうる労働に基づく収入」が控除されることから、被災者に期待しうる労働の判断をめぐつ

て実務上に問題を多く残している。いずれにせよ、この制度の役割はかなり大きいといわざるをえないが同時に、被災者、遺族による経営に対する請求を前提とするのであるから、その実際の運用、とくに権利行使のあり方が制度全体に関わる重要性を有するであろう。

- (1) Verordnung vom 17. November 1977 zur Sozialpflichtversicherung der Arbeiter und Angestellten (GBI. I Nr. 35, S. 373).
- (2) Verordnung vom 23. November 1979 über die Gewährung und Berechnung von Renten der Sozialpflichtversicherung (GBI. I Nr. 43 S. 401), Zweite Verordnung über die Gewährung und Berechnung von Renten der Sozialversicherung vom 26. Juli 1984 (GBI. I Nr. 23 S. 281).
- (3) 通常の障害年金については、労働能力と所得が三分の二以上減少したこと、最低五年以上勤続その他の要件の下で、月額 $140M + (\text{平均月収の} 1\% \times \text{勤務年数})$ 〔最低額は勤務一五年未満は $300M$ 、一五年以上は $3100M$ 〕、「老令年金」については、男六五歳、女六〇歳の年令、原則的には一五年以上勤務等の要件の下で、前者と同様な金額がそれぞれ支給される。(年金令三、五、六、八、九、一三条)
- (4) なお、この数字は、労働者、職員社会義務保険、協同組合、自営業者等が加入するDDR国家保険の社会保険、社会保険の任意付加年金保険等社会保険全体の収入を基礎にしており、因みに、経営・協同組合等は $30\cdot6\%$ 、国家補助金が $45\cdot8\%$ となっている。(Vgl. Statistisches Jahrbuch der DDR 1984, S. 258, 262)
- (5) Vgl. F. Kunz und W. Thiel, Arbeitsrecht, a. a. O., S. 368ff.
- (6) 経営が健康・労働保護においてその課せられた義務を果たさなかったことにより、勤労者が労働災害、あるいは職業病を蒙ったときは、経営に対して、その健康、及び労働能力の侵害によって生じた損害の賠償請求権を有する。勤労者の請求権は、失われた収入、社会生活への一その参加のための必要な増加費用、発生した物的損害等に及ぶ(同九八条一項)
- (7) 一般的に経営が、労働法律関係に基づく義務、または労働契約締結に際して義務に違反した場合は、それに

よって勤労者に発生した損害を賠償すべき責任を労働法上の別規定によって負わされる。その請求範囲は、労働災害の場合と同様である。(AGB二七〇条)

(8) 扶養請求権を有するものは、家族法上、配偶者及び子、孫、親及び祖父母等であり、原則的にこれらの順位による。(家族法典八一一条以下)

(9) Vgl. Gerhard Kirschner, Schadenersatz des Betriebes und Leistungen der Sozialversicherung, Arbeit und Arbeitsrecht, 1/1984, S. 21ff.

[付] 損害賠償請求事件例

ここでは限られた資料であるが、近年の損害賠償請求事件七件の要旨を例示しておきたい。争訟事項別には、第一グループは「請求の範囲」に関するもので、いわゆる「期待しうる労働」の意義(A事件)、労災による転換以前の職場における賃金上昇部分の扱い(B、C事件)等が争点となっている。第二グループは、「労災と損害との因果関係」に関するもので、物的損害をめぐって(D事件)、障害発生による収入減と職業病(E事件)、あるいは既存疾病(F事件)との関係等が争われている。最後のG事件は、農業生産協同組合(LP G)に対する組合員の賠

償請求事例である。なお、E・G事件は、旧法(GBA)九八条の適用が問題となったものである。

1 請求の範囲

(A) 経営が提供した販売副所長の仕事が「期待しうる労働」に当るとされた事例(ベルリン都市裁判所一九八四年八月二三日判決——取消一部認容)⁽¹⁾

〔事実〕X経営で就業していたYは一九八〇年に発生した労災により、重いものを持ち上げたり運んだりすることが困難な状態になったが、一九八三年三月一七日にXが提供した販売副所長に仕事に就くことに合意しなかった。Xは同年三月一六日まで労災を理由とする損害賠償を支払ったが、それ以後はYが期待しうる他の労働任務を不当に受入れなかったことを理由に支払を停止した。Yが紛争委員会(KK)に損害賠償の継続支払を申立てて認められたのに対し、Xが区裁判所に訴を提起してその一部が認容された。これに対しXが控訴し、一九八三年三月一七日からXが他の経営に就業するに到った七月二五日に到るまでは月三六五M、それ以後については労災前と現在の収入との差額分の損害賠償義務にとどまる旨を主張した。

(判決理由より)

医師の診断では、Yの労働能力は一部は座って他は立って労

働任務を遂行しうる程度とされており、Xが三月一七日から提供した副所長の仕事は、Yの健康上の特性に適合すると同時に、その能力、用意をも配慮するところの「期待しうる労働」任務に当るものである。従って、Yが提供された他の労働の期待性に拘らずえることを放棄した金額は、損害賠償請求に算入されてならない。三月一七日からの請求額の基礎は、労災以前の月平均収入と販売所でえたであろう所得との差額のみにとどまる。また、他の経営に就業した七月二五日以後の期間についても、販売副所長としてえることができたり賃金が少いとき、この収入減は労災と損害との因果関係を欠く故に、計算の基礎は副所長としての給与額にとどまるのである。本件では、原判決及びKK決議を取消し、以上の方法で判決すべきである。

(B) 以前の職場における賞与時間賃金の上昇が損害賠償額を新たに計算すべき賃金変更に当るとされた事例（最高裁判所一九八六年一月一七日判決——⁽²⁾破棄差戻）

〔事実〕Y経営で就業するXは一九七七年関節挫傷により労災認定をうけ、一九八三年一月に職場転換がなされた。その際Xの所得減はなかったが、四ヵ月後に以前の就業部門において、給付向上の刺戟のため常与時間賃金の引上げがおこなわれた。この上昇部分についてXは損害賠償を求めたがY経営がこれを

拒絶し、郡裁判所（KG）に訴を提起した。KGによるXの請求を棄却した判決に対し、最高裁長官が破棄申立をおこなった。

（判決理由より）

労働法上の労災に基づく損害賠償は、これまでの労働任務を遂行する状態にない勤労者の物質的安定を保証し、損害が発生しなかったよう経済的に形成しようとするものである。従ってその請求範囲として、労災発生以前に仕事を遂行していた部門における賃金上昇もこれに属する。ここでは、平均賃金が新たに計算されるべき賃金変更（法規上、基本団体協約、経営労組との協定等による賃金グループ、賃金形態の変更を含む）として妥当する。賠償請求にとつて意義があるのは、これまでの職場での技術、工学、労働組織等の変革に基づき、当該労働集団の一般的給付、及びこれと結びついた賃金増がおこなわれ、被災者がこれに加わってこれまでの労働任務を遂行しえたであろうということである。これに対して、これまでの集団内の個々の勤労者の賃金変更がその個人的給付に基づきおこなわれるときは、損害賠償請求に何らの影響を及ぼすものではない。

(C) 以前の職場における基本賃金の上昇による損害賠償額の再計算について、月収の差額を月々に支払うべきものとされた事例（ドレスデン県裁判所 [A4/82] 判決——修正控

③ 訴棄却

〔事実〕製練工Xは、職業病の認定をうけて修理工の仕事に転換し、一九七九年三月一二日のKK決議により、一九七八年一月一日からの収入減として賃金差額分の損害賠償給付をうけていた。その後、以前の職場における基本賃金が九八三・三二Mから一〇四〇・七七Mに上昇したので、Xは損害賠償の再計算の申立をおこなった。一九八一年二月KKはこれを理由なしとして認めなかったが、Xの訴によりKGは総額一二六七・一Mの追加払いを認めた。県裁判所(BG)は、原判決を修正した上でYの控訴を棄却した。

(判決理由より)

民事訴訟令一〇条一項四号により、判決の基礎となる関係が本質的に変わった場合、反履的給付(widerkehrende Leistung)について判決の変更の訴が許される。本件において、Xの以前の職場に新たな基本賃金が導入され精練工の月収が上昇したことは明らかであり、それは以前のKK決議が基礎においていた関係の本質的変更を示すものである。Yは精練工の賃金上昇が労働給付の向上、あるいはそれに適合した経営上の施策に帰することを主張する。しかし、賠償額の新たな確定の上でこれを度外視することできない。即ち、AGB二六七条の関心事は、

被災労働者を災害事故が発生しなかったような物的状態におくことであり、Xが精練工としての労働の継続にともない、新しい基本賃金の導入に到った同じ経営上の前提条件と給付状態を以前の仲間と同様に達成したであろうことから出発すべきである。本件において、新たな基本賃金が導入された一九八〇年五月一日より、月々五七・四五Mの賃金差額を支払うべき旨判決すべきであり、原審がこれを総収入として評価した点において誤っており、その限りで修正されるべきである。

2 労災と損害の因果関係

(D) 災害後日数を経て衛生機関に赴く途中で交通事故にあつた場合につき、さきの労災と家用車の損傷との間に因果関係がないとされた事例(エアフルト県裁判所一九八五年一月五日決定——控訴棄却)⁽⁴⁾

(事実)

自動車修理工Xは、一九八五年二月九日検査行程において転倒しそけい部の筋違い症状を起した。二月一日に到つて強度の痛みから家用車で経営衛生機関に立寄り、その帰路交通事故により車が損傷した。Xは労働任務遂行中の交通事故であることを主張し、車の損傷についてYに損害賠償を求めたところ、KK、及びKGはともにその請求を認めなかった。Xが控訴し、

自家用車による通勤は経営の承認をうけていることを主張した。

(決定理由より)

Xは二月九日の経営敷地内での災害後二日経てはじめて医師の下に赴いたのであり、車の利用が労働任務の遂行のためではなかった旨の原審の判断は正当である。また、Xが医師の下へ車へ赴くことを経営が承認していたか否かはこの場合問題ではない。即ち、二月一日の車の損傷は二月九日の労働災害の必然の結果ではなく、むしろXの誤った行為によってもたらされたのであって、労働災害と損害の因果関係を欠くものである。

(E) 障害が決定的に職業病によつて共に引き起されたとき、

その他に存在する職業病と関連しない事情の指摘なしに損害賠償請求権を排除することはできないとされた事例(最高裁判所一九八四年二月三日判決——破棄差戻⁵⁾)

〔事実〕一九六二年からY経営に就業していたXは、一九七六年七月一日に職業病と認定され、翌年一月から障害が発生した。その後一九七八年二月末にXY間に解除契約が成立し労働関係が終了するに到った。Xの訴に基づきKGはYに対して九四七六Mの損害賠償を義務づけたが、Yの控訴によりBGはKG判決を取消した上で、一方でGBA九八条に基づく四〇

六・八Mの賠償義務を認め、他方で一九七七年一月以降の障害発生が職業病と独立して、それがなくても発生したであろうことを理由に、GBA一一六条(一般的な労働法律関係上の義務違反)に基づく二七六〇・八Mの賠償義務を課した。この判決に最高裁長官が破棄申立をおこなった。

(判決理由より)

本件において、Xの障害が職業病と独立して起つたか、あるいはそれと関連があるかが核心的問題である。独立して発生した場合は、障害による収入減と職業病と因果関係を欠くことになるが、障害が決定的に職業病によつて共に引き起されるときは損害賠償請求権は排除されえないのである。

Xにおいて職業病による健康上の侵害が存在しなかったとしても一九七七年一月からの障害が発生したであろうとの原審の確認は根拠がない。即ち、証拠上Xの障害が職業病と独立して起つたか否か必ずしも明かでなく、その他Xの基本疾病により障害となつたという陳述は、確定された事実において充分な基礎を有するものでない。

(F) 労災認定後に生じた障害についての鑑定において前の労災認定に疑いが持たれたとしても認定自体は取消しえないが、障害が労災以前からの持病に対する手術の後で発生し

たことから労災との因果関係を欠くものとされた事例（最高裁判所一九八七年二月二〇日判決——破棄棄却）⁶⁾

〔事実〕Y経営で就業するXは、一九八〇年一〇月九日、重量物扱いの仕事に関連する腰痛傷害として労災認定をうけた。その後一九八一年七月一三日に椎間板手術をうけ、翌年四月に到って障害状態が発生した。Xは障害による収入減についてYに損害賠償を求めたが、KK、KGともにこれを認めなかった。Yは控訴した。BGは認定された労災と発生した障害との因果関係を認めXの請求を認容した。この判決に対し最高裁長官が破棄申立をおこなった。

（判決理由より）

医学上の鑑定は二つの証言を含んでいる。一つは、労働災害として認定された重量物扱いにともなう腰痛傷害は、むしろ一貫した業務と運動経過から苦痛症候を偶然に呼び起したことが問題であつて、それに適合した治療を必要とする何か継続する意義をもつ傷害は存在しないというものである。また一九八一年七月一三日におこなわれた手術は、長年にわたる腰痛によるものであり、その後で障害が発生したものとされている。二つには、認定された労働災害がXの他の方法による苦痛の一時的悪化に影響を及ぼしたことについては充分排除しえないが、同

時に一九七一年以来の背柱上の体質に条件づけられた支障により手術が必要となつたのであつて、重量物扱いによる傷害によるものではないというものである。

これらの内容からBGが、労災認定自体は取消しえず有効であるが、認定された労災から自動的に経営に対する損害賠償がもたらされるものでないと解したのは妥当である。しかし、認定された労災と手術後に発生した障害との因果関係を否定する証言内容を不当に評価している。即ち、一〇年以上に及ぶXの背柱疾病徴候に基づいて、重量物扱いにともなう傷害を手術後に発生した障害の原因から明瞭に排除していることを無視するものである。

3 農業生産協同組合（LPG）に対する組合員の賠償請求

(G) LPGの健康・労働保護義務違反による組合員からの損害賠償請求についてGBA九八条が適用され、労働災害にともなう被災者の原因共働は賠償義務に影響を及ぼすものではないとされた事例（最高裁判所一九八〇年一月一八日判決——破棄差戻）⁷⁾

〔事実〕

LPGの組合員Xは養豚グループの長であつたが、一九七七年一月一〇日飼料破砕機を修理しようとして機械を動かし、

齒車に右腕をはさまれ切断されるに到った。XはY組合に損害賠償を請求したが、Yは、健康・労働保護義務を果たしており災害の原因は動いている機械の修理をしようとしたXの違反行為にあることを主張した。KG、BGともにXの請求を理由なしとして棄却した。控訴審のBGは、一九五七年の労働保護令を引用し飼料機械の修理は機械の停止にともなうのみされるべきであり、Xはこれについて教化されていたと説示する。この判決に最高裁長官が破棄を申立てた。

(判決理由より)

本件は、LPG基本定款⁽⁸⁾施行(一九七八年一月一日)前の事件として、GBA九八条の適用の下で審査される。労働災害に当って組合員による重大な義務違反があったとしても、LPGの労働保護義務違反が災害の原因となつたか否かを審査し、それが認められるとき、組合員の原因共働(Mitverschulung)はLPGの責任に何らの法的影響を与えるものではない。

BGはつぎの重大な事実について充分解明していない。即ち、機械の保護装置が災害日に機能せず、それが訴外修理工Lの行為に起因しXは関わっていないかつたこと、労働手段を安全に保持することはLPG管理部の特別な任務であり、訴外Lは、修理の際に、機械を運転すべきでなく一般修理に出すべき旨の意

見を所属長に指摘していたこと、電源スイッチの作動についてのミスが事故原因の一つであり、その安全保証について規定されていたか否かが問題であること等である。

- (1) Stadtgericht Berlin, Urteil vom 23. August 1984, Neue Justiz 10/1985, S. 421.
- (2) Urteil des Obersten Gerichts vom 17. Januar 1986, Au. A 6/1986, S. 140.
- (3) Urteil des Bezirksgerichts Dresden, Au. A12/1983, S. 495; なお、言渡年月日が不詳であるが事件番号からみて一九八二年度のものと同推測される。
- (4) Bezirksgericht Erfurt, Beschluss vom 5. November 1985, Neue Justiz 10/1986, S. 425.
- (5) Obersten Gericht, Urteil vom 3. Februar 1984, Au. A 7/1984, S. 167.
- (6) Obersten Gericht, Urteil vom 20. Februar 1987, Neue Justiz 7/1987, S. 296.
- (7) Obersten Gericht, Urteil vom 18. Januar 1980, Neue Justiz 5/1980, S. 234.
- (8) LPG (動物生産)基本定款五九条二項では「労働過

程との関連における労働災害、あるいは職業病にともない、協同組合は協同組合農民若しくは労働者に、それによつて発生した損害を賠償しなければならぬ。労働災害にともなう損害賠償義務は、協同組合農民若しくは労働者が規則による教化、指導、監督等に拘らず健康・労働保護におけるその義務の重大な軽視からこれを故意に違反し、それによつて労働災害がもたらされ、協同組合にそれについて何の原因が存しない場合には生じない」旨、A G B 二六七条二項とはほぼ同様に定めている。(Vgl. Beschluss über die Musterstatuten und Musterbetriebsordnungen der LPG Pflanzenproduktion und LPG Tierproduktion vom 28. Juli 1977, Anlage 2, Musterstatut der LPG Tierproduktion (GBl. I 1977 Nr. 26 S. 317))

むすびにかえて

DDRの労災補償制度の全体を通じて、幾つかの社会主義的特徴を見出しうるにもせよ、とくに印象的なことは、補償の本質、あるいは目的把握において「損失填補」的性格が色濃く認

められ、「生活保障」的視点は必ずしも前面に現れていないことである。それは労災認定の基準にも反映されている。その背景に、とくに社会主義社会としての成熟度にも規定される「給付原理」(労働に応ずる分配)の滲透が基本的に作用していることが指摘されよう。制度の実際の運用に着目しつつ、社会保障制度全体のあり方に関させた一その考究が必要と考える。

おわりに、途上の記録にとどまることのお詫びとともに、なお多大な学恩を頂いている山島正男先生の益々の御健勝を心から念願する次第である。

Die Entschädigungssysteme bei Arbeitsunfall und Berufkrankheit in der DDR

Toshiaki MISAWA*

- I. Begriff und Bedeutung der Arbeitsunfällen und Berufskrankheiten.
- II. Anerkennung von Arbeitsunfällen und Berufskrankheiten.
- III. Entschädigung bei Arbeitsunfall und Berufskrankheit.
 1. Leistungen der Sozialversicherung der Arbeiter und Angestellten.
 2. Schadenersatzleistungen des Betrieb.
(Ergänzung) Die Entscheidungen von Schadenersatzansprüchen in den letzten Jahren.

*Professor an der juristischeu Fakultät der Sapporo-Gakuin Universität.